

津島市公式ホームページに掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、津島市広告掲載要綱（以下「要綱」という）に基づき、津島市（以下「市」という）のホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とし、掲載数は10枠以内とする。また2階層以降は、市が指定した位置1枠にランダムで掲載する。

2 広告はそれぞれ掲載決定順に上段左から右へ4枠、中段左から右へ4枠、下段左から右へ2枠の順に掲載するものとし、掲載枠に空きが出た場合は、以後を前に詰めるものとする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページへリンクする機能を有するものとする。

2 掲載する広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦 35ピクセル
- (2) 横 200ピクセル
- (3) サイズ 20KB以内
- (4) ファイル形式 G I F（アニメも含む）・J P E G形式

3 前項第4号に示すファイル形式のうち、G I Fアニメを用いる広告を掲載する場合は、次の点に適合しなければならない。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示は継続させない。
- (2) 画面の大部分の領域が切り換る場合、その間隔は2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅する場合は、1秒間に2回以上点滅させない。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、当初よりその意思を有し、連続して掲載の申込みができる期間は最大12か月とする。

(掲載開始日等)

第5条 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の午前9時とし、掲載終了日及び時間は、次月の初日の午前9時とする。

2 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日または12月29日から翌年1月3日までに当たるときは、その直後の津島市役所開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠当たり月額5,230円（税込み）とする。

2 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が当初よりその意思を有し、広告を6か月連続して掲載する場合の掲載料は、1枠当たり6か月で26,150円（税込み）とする。

（掲載希望者の募集）

第7条 広告掲載の募集は、毎年1月にその翌年度分の広告を、市ホームページ及び市広報紙「市政のひろば」による公募、市との契約に基づき広告の募集を行う事業者による募集、その他の方により行うものとする。

2 掲載枠に空きが生じた場合は、当該期間内の広告を随時募集するものとする。

（掲載の申込及び決定）

第8条 広告掲載希望者は、「津島市ホームページ広告掲載申込書（様式第1）（以下「掲載申込書」という。）」を掲載開始希望日の属する月の前月の初日までにシティプロモーション課に提出するものとする。

2 掲載枠の残数を超えて要綱第4条の基準に適合する複数の広告の申し込みがあった場合は、要綱第8条第2項の規定にかかわらず、「掲載申込書」の受付日の早い広告を優先に掲載するものとする。

3 第7条第1項に規定する毎年1月に行う募集にあたっては、次条第1項の規定にかかわらず、「掲載申込書」を受け付けた後、個別に掲載の可否の検討を行うことなく、シティプロモーション課長の指定する日（以下「基準日」という。）までに受け付けた総ての「掲載申込書」を対象に掲載の可否を検討し、掲載広告を決定するものとする。

4 前項により掲載広告を決定するにあたり、掲載枠の残数を超えて要綱第4条の基準に適合する複数の広告の申し込みがあった場合は、申し込みのあった広告のうち、連続して掲載する期間の長い広告、要綱第8条第2項の規定の順序で掲載するものとし、これによっても掲載の可否が決定できない複数の広告がある時は、当該広告を対象に抽選を行い掲載広告を決定するものとする。

5 第3項により掲載広告が決定した場合、第2条第2項に定める広告の掲載枠は、「広告掲載申込書」の受付日の早い順に決定するものとする。

（掲載の決定）

第9条 広告掲載の可否については、前条の「掲載申込書」を受付後、受付日の翌日から起算して10日以内に、「津島市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2）（以下「掲載決定通知書」という。）」により通知するものとする。

2 前条第3項の規定により広告の掲載を決定する場合、基準日の翌日から起算し15日以内に「掲載決定通知書」により広告掲載の可否を通知するものとする。

（広告内容及び原稿の作成、提出）

第10条 広告のデザイン及び内容などは、市ホームページの品位を損なわず、かつ、利用者に不快感を与えることがないものとする。

2 広告原稿は、掲載規定に準じて広告主の負担で作成し、掲載開始日の前日から起

算して10日前までにデジタルデータによりシティプロモーション課に提出するものとする。

(閉鎖による掲載料の還付)

第11条 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合、閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載料を還付するものとする。

閉鎖した時間	還付する額
1日当たり6時間以上	1日当たり200円

2 前項に基づき掲載料の還付を受けようとする者は、「津島市ホームページ広告掲載料還付請求書（様式第3）」により市に請求するものとする。

(所管)

第13条 この取扱基準を所管する課は、シティプロモーション課とする。

附 則

この基準は、平成18年9月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月31日から施行する。

経過措置等

平成26年4月1日以降の掲載分から改定後の掲載料額を適用する。ただし、決定を受け平成26年3月31日までに掲載料が納付されたときは、改定前の額とする。

附 則

この基準は、平成27年1月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第8条関係）

津島市ホームページ広告掲載申込書

年　月　日

(宛先) 津島市長

申込者 住 所(所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者氏名)

連絡先 電 話

F A X

電子メールアドレス

津島市ホームページへの広告掲載を、次のとおり申し込みます。

掲載申込期間	年 月から 年 月までの か月
リンク先アドレス	http://
広告の内容(※1)	
法人その他の団体 の概要(※2)	
市税等納付状況 確認への同意	申し込みに当たっては、津島市が申込者の津島市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

※1 バナー広告に記載する文字・色など、広告の概要を記入してください。既に広告の原稿がある場合は、原稿を添付してください。

※2 当該団体の概要を記載した資料を添付することもって代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第9条関係）

津島市ホームページ広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

津島市長

印

年 月 日付けで申込みのあった津島市ホームページへの広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲載しない

(理由)

2 広告掲載期間 年 月から か月
(年 月 日 ~ 年 月 日)

3 広告掲載料 金 円

4 掲載料納付期限 年 月 日
(同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。)

5 その他

6 取扱担当

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第11条関係）

津島市ホームページ広告掲載料還付請求書

年　月　日

(宛先) 津島市長

請求者 住 所(所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者氏名)

連絡先 電 話 _____

F A X _____

電子メールアドレス _____

津島市ホームページ広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付理由 及 び 請 求 金 額	ホームページの閉鎖による掲載料の還付請求 年　月　日から　年　月　日まで (計　　日間) 請求金額　　円 (200円×　　日)		
振込金融機関	銀行　　本店 農業協同組合　　支店 金庫　　支所		
	預金種目	1 普通	2 当座
	支店番号	口座番号	
	口座名義人(カタナ)※		

※ 口座名義人は、請求者本人としてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。